



田んぼの生物・文化多様性 2030プロジェクト



田んぼの生物・文化多様性は守ることができるのか？ ～田んぼの生物・文化 2030 プロジェクト実績報告会～

2024 年 11 月 23 日－24 日

於：民間稲作研究所有機農業技術支援センター

〒329-0526 栃木県河内郡上三川町上三川下神主 233－1

NPO法人ラムサール・ネットワーク日本



独立行政法人環境再生保全機構地球環境基金の助成を受けて開催されます。



田んぼの生物・文化多様性は守ることができるのか？

～田んぼの生物・文化 2030 プロジェクト実績報告会～

開催趣旨：

田んぼは、お米を作るとともに多くの生きものたちが育つ場でもあります。そんな、豊かな湿地生態系としての水田を地域社会にとりもどす。それが「田んぼの生物・文化多様性 2030 プロジェクト」(略称 田んぼ 2030 プロジェクト)です。2021 年 12 月に小山市で開催した「田んぼの生物・文化多様性 2030 プロジェクト」のキックオフからまもなく3年となります。この間には、生物多様性保全の国際目標である昆明・モンリオール生物多様性枠組に基づいた生物多様性国家戦略が 2023 年 3 月に策定され、自然と生物多様性の回復へ向かうネイチャー・ポジティブの展開や、保護地域拡大への自然共催サイトの選定が 開始されるなど、社会的な状況も変化しています。

「田んぼの生物・文化多様性 2030 プロジェクト」では、オンラインのミニフォーラムで生物と文化、気候変動、農法などと生物多様性との最新の活動や研究を紹介してきました。参加者のみなさんとともに3年間の活動をふり返り、2030 年へむけての活動の進め方を考えてゆきたいと思います。

1. プログラム
2. 登壇者紹介
3. レジューメ、資料等

- 主催：NPO法人ラムサール・ネットワーク日本
- 共催：NPO 法人 民間稲作研究所
- 協力：全農、MS&AD、コープデリ、
- 後援：上三川町 、小山市

■プログラム

11 月 23 日

エクスカーショ 民間稲作研究所の圃場見学

14:00～16:00

11 月 24 日

[午前の部] 10:00～12:30

1. なぜ「田んぼ 2030 プロジェクト」か？

10:00～10:30

呉地正行(ラムサール・ネットワーク日本 理事)

2. 「危機に晒される水田農業と生き物たち」

ー地球環境の悪化と水田つぶしの政策や農村の無人化の中で、水田の生き物たちにも危機が迫る

10:30～11:00

舘野廣幸(NPO 法人民間稲作研究所代表理事)

3. 「農林水産省の生物多様性保全の取組について」

11:00～12:00

古林五月(農林水産省大臣官房 みどりの食料システム戦略グループ

地球環境対策室 課長補佐)

4. 中間見直し「田んぼ 2030 プロジェクト」

12:00～12:30

金井 裕(ラムサール・ネットワーク日本共同代表)

昼食

12:30～13:30

・ビーガン食レストラン「トリノ」による有機食材使用のカレー(デザート付き)

1,100 円

[午後の部] 13:30～15:00

5. 「マイ宣言とその後」キックオフ集会から 3 年

13:30～14:40

2021 年 12 月小山市開催のキックオフ集会で田んぼ 2030 プロジェクトへ参加宣言を行った方々(各3分)

まとめ 金井 裕

14:40～15:00

閉会

2. 登壇者紹介



呉地 正行（くれち まさゆき）

NPO 法人ラムサール・ネットワーク日本理事

1949 年神奈川県生まれ。東北大学理学部卒。日本雁を保護する会・会長、ラムネット J 共同代表などを努める。ガン類とその生息地の保護保全に取り組み、市民参画型の自然再生運動や地域興しを実践し、循環型農業や生物多様性水田として注目される「ふゆみずだんぼ」を広く紹介。日本鳥学会鳥学研究賞（1981）、日本鳥類保護連盟総裁賞（1994）、「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰（2001）、生物多様性日本アワードグランプリ（2011）、ラムサール賞（2022）、山階芳麿賞（2022）受賞。主な著書に「雁よ渡れ」（どうぶつ社）、「いのちにぎわうふゆみずたんぼ」（童心社）など。



館野廣幸（たての ひろゆき）

NPO 法人民間稲作研究所理事長、館野かえる農場代表

NPO 法人民間稲作研究所、30 年前から無農薬・有機稲作を探究し、実現した稲の無除草・無農薬・生物多様性農法を全国へ普及を続けている。創立者の稲葉光國氏の後を継ぎ 2022 年から理事長。



古林五月（ふるばやし さつき）

農林水産省 大臣官房 みどりの食料システム戦略グループ 地球環境対策室 課長補佐

農林水産省生物多様性戦略、見える化ラベルなど農業と生物多様性保全を担当。全国各地や国際会議と飛び回る



金井 裕（かない ゆたか）

NPO 法人ラムサール・ネットワーク日本共同代表、日本ツル・コウノトリネットワーク会長、日本野鳥の会参与。

1982 年に日本野鳥の会に入局。2011 年 12 月末に退職。共著書に日本型環境教育の提案（小学館）、宇宙からツルを追う（読売新聞社）、景相生態学（朝倉書店）、保全鳥類学（京都大学学術出版会）



船橋玲二（ふなはし れいじ）

NPO 法人ラムサール・ネットワーク日本理事、NPO 法人たんぼ理事長 東京都出身。自然を活かした地域づくりのために、NGO や研究者とともに活動しています。現地の環境調査を元に、生物多様性地域戦略の策定や環境審議会等での提案、世界農業遺産申請資料作成等を各地で行ってきました。

1. 何故「田んぼの生物・文化多様性 2030 プロジェクト」なのか

呉地 正行

「田んぼの生物・文化多様性 2030 プロジェクト」は、2013-2020 年に行ってきた、「田んぼの生物多様性向上 10 年プロジェクト」(田んぼ 10 年プロジェクト)の後継プロジェクトです。

2010 年に名古屋で開催された生物多様性条約 COP10 で、2020 年までに生物多様性の回復をめざす 20 の「愛知目標」が採択されました。「田んぼ 10 年プロジェクト」はこれを田んぼで実践する取り組みで、のべ 300+の個人/団体にご参加・活動いただきました。またこの活動は、多様な NGOなどを束ね、民間の立場から愛知目標の達成をめざす、「にじゅうまるプロジェクト」にも参加し、その牽引にも貢献してきました。更に、国連生物多様性の 10 年日本委員会(UNDB-J)の連携事業にも認定され、愛知目標の達成をめざすモデル事業として注目され、2020 年までに、大きな成果を上げることができました。

その一方、目標を達成できなかったものや、新たな課題も出てきました。そこで後継のプロジェクトとして、「田んぼの生物・文化多様性 2030 プロジェクト」(略称:田んぼ 2030 プロジェクト)を立ちあげることになりました。

田んぼ 2030 プロジェクトでは、田んぼ 10 年プロジェクトを継承し、新たな仲間にもご参加いただき、田んぼの生物・文化の多様性の取り組みの普及をめざします。

これまでの活動を通じ、田んぼの景観と生物相は、地域ごとに実に多様であることが分かりました。またその多様な田んぼを支えてきたのは、地域固有の特性を活かした地域の方々の長年にわたる営みで、その重要性を再認識しました。新プロジェクトでは、それを「田んぼの文化」として位置づけ、プロジェクトの名称にも「文化」を取り入れることにしました。

田んぼの生物多様性と田んぼの文化は、長続きする農業を支える車の両輪で、どちらが欠けても機能を果たせません。最近では田んぼの生物多様性の劣化に歯止めをかけることが必要だという認識は、不十分ながら広がってきました。その一方で、それを支えてきた田んぼの文化の劣化は、未だ急速に進行しており、それに歯止めをかける取り組みは重要不可欠になってきました。

田んぼ 2030 プロジェクトでは、田んぼを切り口として、生物多様性条約のポスト 2020 年目標(昆明モントリオール目標)と、よりよい世界をめざす国連の持続可能な

開発目標(SDGs)の考えを田んぼで実践できる目標に置き換えたものです。そして、関連する活動である、持続可能な農業システムを支援する国連食糧農業機関(FAO)の世界農業遺産(GIAHS)やユネスコの世界文化遺産、生物の多様性を育む農業国際会議(ICEBA)への登録・取り組み団体などとの連携も深めながら、愛知目標(中期ゴール)と、SDGsのゴールの年でもある2030年までに、田んぼの生物・文化多様性の主流化の達成をめざします。

そのためには多くの方のご賛同とご参加が不可欠です。より多くの人の力で人も生きものも元気な田んぼを取り戻し、それを未来世代に受け渡せる道を作り、広げていきましょう。

2. 「危機に晒される水田農業と生き物たち」

地球環境の悪化と水田つぶしの政策や農村の無人化で、水田の生き物たちにも危機が迫る

NPO 法人民間稲作研究所 理事長 舘野廣幸

(1) 稲作の歴史と日本の社会・文化

日本の歴史の中で稲作が定着したのは、地球環境の寒冷化への人間の生存するための対応であった。水田稲作は狭い国土においても生産力と持続性の高い農業であった。日本の歴史と文化は稲作によって培われてきたと言える。

(2) 稲作が育む多様な生き物たち

多様な恵みを持つ水田が、米の生産場所としてしか意識されない時代になったことで、化学肥料と農薬が蔓延した。水田を生物や人間や地域の暮らしを支える場として捉えるならば、農村はもっと豊かになれる。

本来の農業基本法は、こうした農業と農村の理想を掲げ、そうした地域の農業環境を創りそして守る農業者や農村の生活者の地位の向上と国民すべてが農に取り組める社会の実現を掲げるべきであろう。

(3) 最も持続可能な農業としての水田稲作

日本列島に出現する巨大な湿地としての水田は、狭峻な日本列島を生物豊かなしている。すなわち水田は河川によって森や海とつながり、互いに連携して存在する。その連携を分断するような河川の改造やコンクリート化は、稲の養分循環システムを壊し、外部肥料に依存する非持続的な農業となり、水田を支える生態系が失われている。

(4) 危機に晒される水田と稲作

そうした農業・農村の環境が人間の過度の経済とエネルギー依存生活によって破壊されようとしている。過剰なエネルギー社会が生み出す排熱は、地球の気候を不安定化し、季節的循環を壊し、その最大の被害は農業が受ける。異常な高温は生物の生存域を脅かし、自然界の生態的均衡を崩し、特定生物の異常な発生や消滅が起こる。

近年のカメムシ類の大発生がそれである。昆虫類だけでなく植物や微生物類への影響も甚大で、都市化や畑地化の拡大が温室効果に拍車をかける。国はメタン発生源として水田が問題視されて水田の畑地化や強度の中干を勧めているが、本末転倒である。

農村や農業者の減少を、「スマート農業」と称される IC 化と無人化で代替しようとする政策が進められている。ロボットによる無人農業が生態系や農村文化を育むのだろうか。農作業を単なる労働として捉えてはならない。農作業は単なる生産ではなく生命を育成する創造活動である。

3. 農林水産省の生物多様性保全の取り組みについて

農林水産省大臣官房緑の食料システム戦略グループ地球環境対策室 古林五月

農林水産業とネイチャーポジティブについて

背景

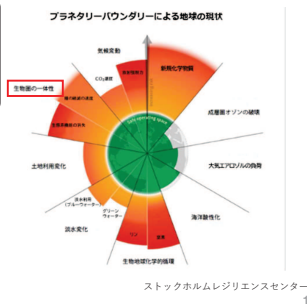
- 生物多様性は持続可能な社会への土台であるとともに、食料・農林水産業の基盤。2015年にSDGs（持続可能な開発目標）が採択され、自然資本を生み出す生物多様性の価値や、「ネイチャーポジティブ」の考えが広く浸透。
- 一方で、世界の生物多様性の損失は進んでおり、食料システムが生物多様性の喪失に最大80%寄与していると指摘。国内でも、農林水産業を通じて育まれてきた生物多様性の維持に懸念。
- 持続可能な農林水産業の実現には、農林水産業が与える正の影響を伸ばすとともに負の影響を低減することが必要であり、サプライチェーン全体で取り組む必要。

【生物多様性を取り巻く動向】

- 国連サミットにおいて、SDGsが採択（2015年）
- 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を図る「**みどりの食料システム戦略**」の策定（2021年5月）
- CBD・COP15において、2030年を目指した新たな世界目標「**昆明・モントリオール生物多様性枠組**」の採択（2022年12月）

「農林水産省生物多様性戦略」を改定（2022年3月）

「生物多様性国家戦略2022-2030」を策定（2022年3月）
2030年目標：ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現



ストックホルムレジリエンスセンター

生物多様性の新たな世界目標

- 愛知目標の後継として2030年を目標年とする生物多様性の新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が令和4年（2022）年12月に生物多様性条約第15回締約国会議で採択された。

2050年ビジョン 自然と共生する世界	2030年ミッション 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる
2050年ゴール A 生態系の健全性、連続性、レジリエンスの維持・強化・回復、自然生態系の面積増大 ・人による絶滅の阻止、絶滅種とリスクの削減、在来野生種の個体数の増加 ・遺伝的多様性の維持、適応能力の確保 B 生物多様性が持続可能に利用され、自然の恵み（NCP）が評価・維持・強化 C 適宜資源、デジタル配列情報（DSI）、適宜資源に関連する伝統的知識の利用による利益の公正かつ衡平な配分が2050年までの大幅な増加により、生物多様性保全と持続可能な利用に貢献 D 年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、持続可能なための十分な実施手段を確保	2030年ターゲット (1) 生物多様性への脅威を減らす 1. すべての地域を参加型・統合的に生物多様性に配慮した空間計画下及び/又は効果的な管理プロセス下に置く 2. 劣化した生態系の20%の地域を効果的な回復下に置く 3. 陸域・海洋域のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びその他の効果的な手段（OECD）により保全（30 by 30） 4. 絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、人間と野生生物との接触を最小化 5. 五層を防止するなど、野生種の利用等が持続的かつ安全、合法的なものにする 6. 従来からの導入率及び定着率は50%以上削減 7. 環境中に残留する過剰な栄養素の半減、農業及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクの削減、プラスチック汚染の防止・削減 8. 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ等を通じて、大気、気候変動による生物多様性への影響の最小化 (2) 人々のニーズを満たす 9. 野生種の管理と利用を持続可能なものとし、人々に社会的、経済的、環境的な恩恵をもたらす 10. 農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強韌性及び長期的な持続性と生産性、並びに食料安全確保に貢献 11. 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチを通じて、自然の恵み（NCP）の回復、維持、強化 12. 都市部における緑地・緑地空間の面積、質、アクセス、便益の増加、及び生物多様性を促進した都市計画の確保 13. 適宜資源及びデジタル配列情報（DSI）に係る利益配分の措置をとり、アフレットと利益配分（ABS）に関する文書に従った利益配分の大幅な増加を促進 (3) ツールと解決策 14. 生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、資源配分、規範的規範アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じ国民決定に統合することを目指す 15. ビジネス、特に大企業や金融機関等が生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じる 16. 適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、食料産業の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生量の大幅削減等を通じて、グローバル・リフト・フットプリントを削減 17. バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取り扱いおよびその利益配分のための措置を確立 18. 生物多様性に有害なインセンティブ（補助金等）の特定、及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間5,000億ドルを削減するとともに、生物多様性に有益なインセンティブを拡大 19. あらゆる資金源から年間2,000億ドル動員、先進国から途上国への国際資金は2025年までに年間200億ドル、2030年までに年間300億ドルまで増加 20. 能力構築及び開発並びに技術へのアクセス及び技術移転を強化 21. 最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務者及び一般の人々が利用できるようにする 22. 先住民及び地域社会、女性及び若者、こども及び若者、障害者、生物多様性に重要な重要決定への参加を確保 23. 女性及び若者の土地及び自然資源に関する権利とあらゆるレベルで参加を認めることを含めたジェンダーに対応したアプローチを通じて、ジェンダー平等を確保

農林水産分野における地球環境保全への貢献

- 生物多様性保全、気候変動を含む環境問題への対応を一体的に捉え、国内外の多様な主体と協働で問題解決に取り組む。

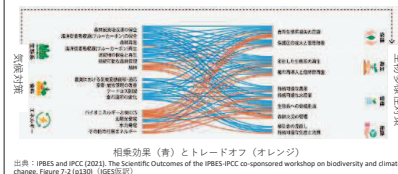
①複数の地球環境課題の同時解決

- 食料・農林水産業の持続的な発展には、自然資本の保全・再生と持続的な利用を同時に行うことが不可欠。
- 世界全体の定量的な農産物の供給と持続可能な調達を考慮した食料安全保障を検討する必要あり。
- サプライチェーンの各主体が一体的な取組を進めることを促し、複数の地球環境課題の同時解決を目指す。



②気候変動と生物多様性

- 気候変動と生物多様性は互いに影響し合っていることから、気候変動適応・緩和と生物多様性保全の各施策について、シナジーとトレードオフに留意して一体的に取り組むことを促進。



相乗効果（青）とトレードオフ（オレンジ）
出典：IPBES and IPCC (2021). The Scientific Outcomes of the IPBES-IPCC co-sponsored workshop on biodiversity and climate change, Figure 2 (p.33) (IGSS-037)

③世界の森林生態系保全・再生への貢献

- 農地開発や資源収奪の激化する農産生産による森林の減少・劣化が進む開発途上地域における、森林の保全・造成への協力推進。
- 国際的な対話への積極的な参加、国際機関を通じて多国籍支援、技術開発や人材育成等の支援。
- 世界の森林生態系保全と両立できる持続的な調達の検討。



新たな農林水産省生物多様性戦略の概要（2023年3月改定）	
改定の背景	2030ビジョンと基本方針
【背景】 ○ SDGs（持続可能な開発目標）の採択 ○ 自然資本を生み出す生物多様性の価値に対する認識の広がり。一方で食料システムが生物多様性の喪失に最大80%寄与との指摘。 ○ ビジネスと生物多様性の関係性が強まる（G7「2030自然協約」、TNFD発定） 【生物多様性を取り巻く新たな目標】 ○ 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を図る「みどりの食料システム戦略」の策定（2021年5月）と2050年目標、2030年中間目標の設定 ○ CBD・COP15において、2030年を目指した新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択（2022年12月） 今後10年間で見通した農林水産省における生物多様性の課題とサプライチェーン全体で取り組む施策の方向性を示す必要 Global Goal for Nature: Nature Positive by 2030 ネイチャーポジティブの概念図	2030ビジョン 農山漁村が育む自然の恵みを生かし、環境と経済がともに循環・向上する社会 基本方針 (1) 農山漁村における生物多様性と生態系サービスの保全 (2) 農林水産業による地球環境への影響の低減と保全への貢献 (3) サプライチェーン全体での取組 (4) 生物多様性への理解と行動変容の促進 (5) 政策手法のグリーン化 (6) 実施体制の強化 施策の方向性 (地球環境) 生物多様性や気候変動等の環境課題を一体的に捉え、国内外の多様な主体と協働で取り組む (サプライチェーン) サプライチェーン全体での理解・行動とコスト負担を通じた生物多様性の主流化 (農業) 生物多様性保全をより重視した農業生産、生産技術 (森林・林業) 森林の有する多面的機能の発揮に向けた適切な森林の整備・保全と持続可能な利用 (水産) 生物多様性の保全・再生、資源管理の推進、生物多様性に配慮した漁業・栽培漁業 (野生生物) 農林水産や生態系等への鳥獣等被害防止対策と外来生物対策 (資源循環) 生物多様性に配慮した調達・流通・消費と資源循環の構築 (環境調和と行動変容) 食育や体験を通じた理解の醸成、持続可能な生産消費の促進 (農林水産空間) 農林水産の活性化、田園や里地里山里海を通じた保全、景観・防災等公益的機能の発揮 (道徳教育) 有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用、多様性の確保 (調査研究と見える化) 生物多様性の評価手法、保全の取組の見える化、ESG金融や企業評価への活用

新たな農林水産省生物多様性戦略における2030ビジョンと基本方針

2030ビジョン：農山漁村が育む自然の恵みを生かし、環境と経済がともに循環・向上する社会

- <基本方針①> 農山漁村における生物多様性と生態系サービスを保全する**
 - 豊かな生物多様性を守り、生態系サービスを持続的に利用するため、環境と調和した農林水産業の実現を促進する。
- <基本方針②> 農林水産業による地球環境への影響を低減し保全へ貢献する**
 - 国や地方自治体のみならず、サプライチェーンの各主体が、地球環境課題に対して一体的な取組を進めることを促す。
- <基本方針③> サプライチェーン全体で取り組む**
 - サプライチェーンの川上から川下まであらゆる主体が連携して取り組むことを促す。
- <基本方針④> 生物多様性への理解と行動変容を促進する**
 - サプライチェーンの各主体による環境に配慮した原材料の活用や消費者に向けた情報発信等促す。
- <基本方針⑤> 政策手法をグリーン化する**
 - 食料・農林水産業が環境と調和し、生産力向上と持続性が両立する産業を目指すため、農林水産省の政策手法のグリーン化を進める。
- <基本方針⑥> 実施体制を強化する**
 - 環境と経済の両立に向けて「農林水産省生物多様性戦略」を各主体の本業において活用するように促す。

みどりの食料システム戦略のほか、食料・農業・農村基本計画、森林・林業基本計画、水産基本計画等と整合性をとり、関連施策を一体的に実施。

農業における生物多様性保全の取組の推進

- 田園地域や里地里山において生物多様性が保全され、国民への安定的な食料供給や豊かな自然環境の提供が行われるような農業を推進。

①生物多様性保全をより重視した農業生産の推進

- 化学農業のリスク低減、有機物の循環利用による化学肥料の使用量低減。
- 有機農業の実践技術の体系化と普及。

2050年までに目指す姿
・化学肥料の使用量（リスク削減）を50%低減
・化学肥料の使用量を30%低減
・耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大



道林農業の活用により生物多様性が回復（キリンホールディングス・メルク株式会社）

②生物多様性保全をより重視した農業生産技術の開発・普及

- 総合防除体系の実証や、環境保全に焦点を当てたスマート農業技術の開発等、生物多様性保全の観点に立つ栽培技術の確立・普及、土壌の等を支援。



FOU-2を使ったバイオインテグレーションによるコストと環境負荷削減

③水田等からなる生態系ネットワークの保全の推進

- 水田や水路、ため池等からなる生態系ネットワーク保全のため、生態系に配慮した基盤整備を計画的に推進。
- 冬期湛水用水など生態系保全に資する用水を確保する取組を支援。



九ヶ所集約管理水田（内川下流域・高田水田）

④生物多様性保全をより重視した畜産業の推進

- 飼料飼料の生産・増産・利用のための体制整備や、家畜排せつ物の堆肥等としての利活用推進、耕種農家のニーズにあった高品質な堆肥の生産。
- 貴重な生態系や循環型畜産の確立のための草地の維持管理、放牧の支援。



世界農業遺産「阿蘇の草原の維持と持続的農業」

⑤都市農業の推進

- 都市住民への農産物の供給に加え、自然空間の提供、地下水の涵養、生物多様性の保全等の多様な機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるような都市農業を推進。

特定環境負荷低減事業活動の認定・有機農業を促進する栽培管理協定

- 特定区域において、地域ぐるみで有機農業の団地化等に取り組む**特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定**及び有機農業とそれ以外の農業を行う者が市町村長の認可を得てそれぞれ栽培管理に関する取り決めを行う**有機農業を促進するための栽培管理協定の締結**が可能。
- **令和6年9月末時点**で、特定計画は2県3区域で認定、有機協定は茨城県常陸大宮市で締結。

特定計画の認定 (有)山口農園 (奈良)

・奈良県宇陀市の特定区域において、はるれん草などの軟弱野菜やハーブ類の有機農業を行う**(有)山口農園の特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定(全国初)**。

・新たな環境負荷低減の取組として熟湯高圧除草機を取り入れるべく、県及び市と連携して実証中。





特定計画の認定 JA東とくしま特別栽培米生産者部会 (徳島)

・徳島県小松島市、阿南市の特定区域において、有機農業の団地化に取り組む**JA東とくしま特別栽培米生産者部会(45人、37.6ha)の特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定**。

・小松島市で特定区域の拡大を検討中。区域拡大に伴い、更なる認定取得を推進する予定。





有機協定の締結 茨城県常陸大宮市

・茨城県常陸大宮市の特定区域(農楽地区)のうち、主に水稲を栽培している16.3ha(132筆)において、**全国で初めて有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結**。

・協定には、有機栽培をする者が病害虫発生抑制及び緩衝地帯の設定に取り組むことや、慣行栽培をする者が農薬の飛散防止に努めることなどを規定。

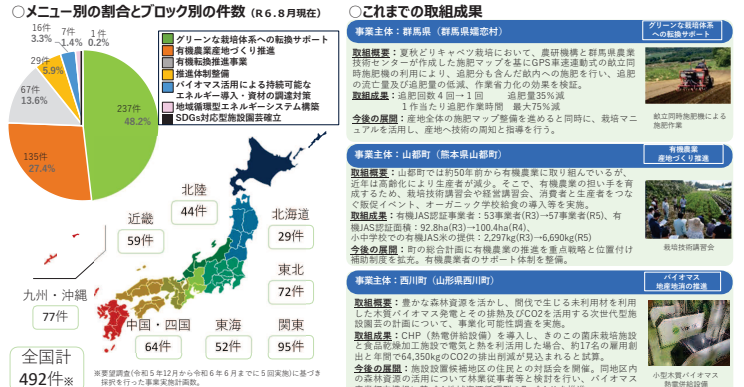
・協定の締結によって、有機農業者への農地の集積・集約が進むとともに、地域で有機農業を推進する意識が醸成され、生産者だけでなく地域ぐるみで農道の管理等を行うきっかけとなった。





みどりの食料システム戦略推進交付金の活用状況

- 令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算において措置した**みどりの食料システム戦略推進交付金**を活用し、資材・エネルギーの調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的な発展に向け、全国で**492件の取組**が行われている。



○これまでの取組成果

事業主体: 群馬県 (群馬県産肉)

取組概要: 夏秋どきキャベツ栽培において、産研機構と群馬県農業技術センターが作成した施肥マップを基にGPS準拠自動式の軌立同時施肥機の活用により、追肥を省くことで土壌中の肥料の流出を抑制し、追肥の量を1/2に削減し、追肥回数を1回から2回に削減し、追肥量を35%削減。

取組成果: 追肥回数4回→2回 追肥量35%減

今後の展開: 産地全体の施肥マップ整備を進めると同時に、栽培マニュアルを策定し、産地への周知と指導を行う。

事業主体: 山形県 (熊本県山形市)

取組概要: 山形県では約50年前から有機農業に取り組んでいるが、近年は高齢化により生産者が減少。そこで、有機農業の担い手を育成するため、栽培技術講習会や経営講習会、消費者と生産者をつなぐ販路イベント、オーガニック学校給食の導入等を実施。

取組成果: 有機JAS認証事業者: 53事業者(R3)→77事業者(R5)、有機JAS認定面積: 92.8ha(R3)→100.4ha(R4)、小中中学校での有機JAS米の提供: 2,297kg(R3)→6,690kg(R5)

今後の展開: 町内組合計単位で有機農業の推進を策定し、位置付け補助制度を拡充。有機農業者のサポート体制を整備。

事業主体: 西川町 (山形県西川町)

取組概要: 豊かな森林資源を活かし、間伐で生じる未利用材を利用したバイオマス燃料の活用と、事業化可能性調査を実施。

取組成果: CHP(熱電併給設備)を導入し、さのこの畜産施設施設と畜産施設で農産物と熱を利用した場合、約17名の雇用創出と年間約64,350kgのCO2の排出削減が見込まれると試算。

今後の展開: 施設設置候補地の住民との対話を開催。同地区内には林業の活用について林業従事者等を呼び出し、バイオマス産業都市構想に基づく地域資源循環型の町づくりを推進。

みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業の認定状況

- 令和6年9月末時点で、環境負荷低減に資する研究開発や機械・資材の販売等を行う**82の事業者**の取組を認定。化学肥料・化学農薬の低減に資する農業機械**80機種**がみどり税制の対象となっている。
- 認定がきっかけとなって、特に化学肥料・化学農薬の低減に役立つ機械・資材等の普及に向けた取組が拡大しつつある。

研究開発・実証 (5件)	新品種の開発 (1件)	資材の製造・販売 (20件)
機TOWING(愛知)  農地への農具固定と有機栽培に適した土づくりを両立する「高機能バイオ炭」を開発。 EF Polymer機(沖縄)  農作物製造を原料とし、土壌の保水力・保肥力を向上させる「超吸水ポリマー」を開発。	(地産)北海道立総合研究機構(北海道) 北海道で広く栽培されている稲、小麦、ばいりしよについて、病害虫に強い品種を育成。 	三和油脂株式会社(山形) この油の副産物を活用した「堆肥ベレット」等について、製造機械を導入し、普及拡大。 横山製紙株式会社(岡山) 化石資源由来のプラスチックの使用を低減し、生分解性の農業用の紙ネットを開発。
機械の製造・販売 (50件)	新商品の開発 (3件)	流通の合理化 (3件)
機ナイルワークス(東京) データに基づく自動飛行と農薬の同時散布が可能な「農業用ドローン」の普及拡大。 機天作製作所(宮崎) 堆肥の生産を効率化し、自動施肥機を開発。	機フレッシュフーズ(北海道) 有機カット野菜サラダの需要開拓のため、食品加工工場を新設し、有機農産物の消費拡大。 千代田製菓(岐阜) 有機栽培米を使用した日本酒の消費拡大。	機わづ(東京) 機わづ(アグリ・みちのく(青森)) ドローン等を用いて化学農薬の使用を低減した米を各地の拠点で集約・出荷する体制を構築し、ブランドとして付加価値を向上。 大分県農業協同組合(大分) 化学肥料や化学農薬の使用を低減して生産したハウスミスを区分管理して流通させることで、付加価値を向上。 みどりハード®を活用

※みどりの食料システム戦略推進交付金(R5補正)のうち環境負荷低減の取組を支える基盤確立事業

みどりの食料システム法の認定による主な補助事業等の優先採択 (R5補正・R6予算)

- **みどりの食料システム法の計画認定等**を受けることで、例えば**みどりの食料システム戦略推進交付金**では、採択ポイントのうち**特定区域の認定や農業者の計画認定等で最大20点がプラス**されるなど、**補助事業の優先採択が受けられるメリット**がある。
- 他省庁予算も含め、様々な補助事業において、このような計画認定による**メリット**が受けられることを広く説明していく。

みどりの食料システム戦略推進交付金

・グリーンな栽培体系への転換サポート ● ● ● ● ● (有機農業の栽培管理協定の締結により更に加算)

・有機農業産地づくり推進事業 ● ● ● ● ● (有機農業の栽培管理協定の締結により更に加算)

・有機転換推進事業 (有付) 環境負荷低減事業活動実施計画の認定が必要 ● ● ● ● ●

・SDGs対応施設設備整備・地域循環型エネルギー構築 ● ● ● ● ●

・持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減のための基盤強化対策 ● ● ● ● ●

・みどりハード対策・基盤確立事業実施計画の認定が必要)

優先項目

- (特定) 環境負荷低減事業活動実施計画
- 基盤確立事業実施計画
- 特定区域での取組

農畜産業関係

- 強い農業づくり総合支援交付金 ● ● ● ● ●
- 産地生産基盤強化/ワーアップ事業のうち新市場獲得対策のうち産地・産地拡大対策 ● ● ● ● ●
- 国内肥料資源利用拡大対策事業 ● ● ● ● ●
- 農地利用効率化等支援交付金 ● ● ● ● ●
- 担い手確保・経営強化支援事業 ● ● ● ● ●
- 新規就農者育成総合対策/経営発展支援事業 ● ● ● ● ●
- 経営継承・発展等支援事業 ● ● ● ● ●
- 集落営農活性化プロジェクト促進事業 ● ● ● ● ●
- 農山漁村振興交付金 ● ● ● ● ●
- 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進、果樹農業生産力増強総合対策 等 ● ● ● ● ●
- 持続的畑作生産体制強化緊急支援事業 ● ● ● ● ●
- 畜産生産力・生産体制強化対策事業 ● ● ● ● ●
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業及び機械導入事業 等 ● ● ● ● ●
- 農業支援サービス事業緊急拡大支援対策 ● ● ● ● ●
- 農業支援サービス事業育成対策 ● ● ● ● ●

研究開発・実証関係

- 「知」の集積と活用の場としてのイノベーションの創出 ● ● ● ● ●
- スマート農業等先端技術の開発・社会実装促進対策 ● ● ● ● ●
- 食料安全保障強化に向けた革新的新規開発プロジェクト ● ● ● ● ●
- バイオマス・バイオマス利用促進事業 ● ● ● ● ●

輸出促進関係・食品産業関係

- GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト ● ● ● ● ●
- 大規模輸出産地・地元産品形成等支援事業 ● ● ● ● ●
- 食品産業の輸出向けACC等対応施設整備緊急対策事業 ● ● ● ● ●
- 食品加工品輸出推進緊急対策事業 ● ● ● ● ●
- 食料加工削減・プラスチック資源循環の推進、食品ロス削減緊急対策事業 ● ● ● ● ●

林業関係

- 林業・木材産業循環成長対策交付金のうち高性能林業機械等の整備 ● ● ● ● ●
- 木材バイオマス利用促進施設の整備 ● ● ● ● ●
- 特別林産物振興施設等の整備 ● ● ● ● ●
- コナラ産生基盤施設等の整備 ● ● ● ● ●

他省庁予算

- 日本産酒類海外展開支援事業費補助金(国保税) ● ● ● ● ●
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業及び機械導入事業 ● ● ● ● ●
- 学校給食地産産物・有機農産物使用促進事業(文科省) ● ● ● ● ●
- 地域脱炭素移行・再生推進交付金(環境省) ● ● ● ● ●

・優先採択等の詳細については、各事業の実施要綱・要領等を御確認願います。

みどりの食料システム法に基づく税制・融資特例の活用状況 (令和6年9月末時点)

- 令和5年度から各都道府県による農林漁業者の計画認定が本格的にスタート。税制・融資の特例や補助事業の優先採択等を活用し、計画に基づく取組が進められている。
- みどり認定を受けて**税制の特例(みどり税制)**を活用する件数は、**22道府県で計57件**。
- **融資の特例**を活用する件数は、**14道府県で計29件**。(令和6年9月末時点。みどり認定を受けた計画ベース)
- 引き続き、税制特例などのメリット措置の丁寧な周知や各地の認定事例などの積極的な発信により、さらなる認定拡大を図っていく。

税制

機工ドスタップ(岐阜)

水稲の化学肥料低減に向けて、**みどり税制**を適用し、食味・収量センサ付コンバインを導入。これにより、圃場状態を把握しGPSブロードキャストで耕起・播種・収穫の散布量を最適化。

農事組合法人あきた皆別(秋田)

近年の環境に配慮した消費行動の急変を踏まえ、水稲における環境負荷低減の取組を拡大するため、**みどり税制**を活用し**可変施肥田圃機**を導入。

可変施肥田圃機

ふしちゃんファーム(茨城)

イチゴやコマツナ等の有機栽培に取り組む。イチゴの有機栽培の面積拡大を図るため、**農業改良資金**を活用してイチゴのハウスを増設する。**農科子**の融資を評価。

イチゴのハウス

融資

機丸尾牧場(兵庫)

デントコーン等の飼料作物の栽培において、堆肥を活用し、土壌への炭素蓄積に取り組む。**畜産改良資金**と**環境負荷低減推進資金**を活用して**堆肥製造施設**を導入。

堆肥製造施設

環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック) ①

- 農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行すべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「**クロスコンプライアンス**」(愛称: **みどりチェック**)を導入。
- 補助金等の交付を受けるためには、みどりの食料システム法の基本方針に示された「**農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組**」について、① 取組内容や事業実施計画にチェックマークを提出すること、② 実際に取組んだ内容を事業実施後に報告することを義務化し、令和9年度の本格実施を目標に、令和6年度から試行実施。

どうして農林水産業で環境負荷低減に取り組まなければならないの?

農林水産業は**環境の影響を受けやすい**ことに加え、**農林水産業自体が環境に負荷を与えている側面**もあります。このため、日々の事業活動の中で新たな環境への負荷が生じないよう、**7つの基本的な取組**を実践することが重要です。

「みどりチェック」に取り組むことで、皆様が口から環境にやさしい取組を実践されていることを明らかにし、消費者の理解と評価を得ることもつながります。

「みどりチェック」は誰もが取り組める環境負荷低減への「初めの一歩」です。

「みどりチェック」の7つの基本的な取組のポイント

- ① 適正な施肥: 肥料のムダをなくす
- ② 適正な防除: 農薬を正しく使う
- ③ 2つの土壌の健全な維持: 省エネを行う
- ④ 農産物の発生抑制: 飼いや害虫の発生源の管理
- ⑤ 高効率のエネルギー利用: ゴミ削減の積極的有効活用
- ⑥ 農産物の発生抑制: 不要な防除の削減
- ⑦ 環境関係法令の遵守: 法律を守る等

「みどりチェック」の詳細はこちらから!

▶ 農林水産省HP
「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」
<https://www.maff.go.jp/j/food/foodpolicy/foodpolicy/foodpolicy.html>

環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）②

- チェックシートを用いて、①事業申請時に取り組み内容をチェックして提出、②事業報告時に実際に取り組んだ内容をチェックして提出、③報告検査時等に抽出方式で報告内容の確認を行う。
- 令和6年度から①事業申請時のチェックシート提出に限定して試行的に実施。令和7年度からは①に加え、②報告時のチェックシート提出、③報告内容の確認を試行的に実施。令和9年度を目標に本格実施。

①事業申請時（申請書等の一部として提出）		②報告時（報告書等の一部として提出）		③報告内容の確認
申請時 (します)	(1) 適正な施肥	申請時 (します)	(1) 適正な施肥 報告時 (しました)	
☒	肥料を適正に保管	☒	肥料を適正に保管	国の担当者が完了検査等の際に報告内容の聞き取り・目視により確認。 確認対象となる受益農業者等については、抽出により決定。
☒	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☒	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	
☒	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☒	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	
☒	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☒	有機物の適正な施用による土づくりを検討	
事業申請時に、各項目を読み、事業期間中に取り組み(します)内容を確認し、チェックを付けて提出。(該当する項目は全てチェック)		報告時に、実際に取り組んだ(しました)内容にチェックを付けて提出。(該当する項目は全てチェック)		

※物品・役務（委託事業を含む）の調達や公共事業については、チェックシートの内容を仕様書等に反映して実施。

19

30by30目標(2030年までに陸と海の少なくとも30%を保全又は保護する目標)について

- ・ 2021年のG7サミットの首脳コミュニケーション及び附属文書「G7 2030 年自然協約」において、G7各国は、国レベルで少なくとも保全又は保護することに合意。
- ・ 2022年12月に採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組に、「陸地と海洋のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びその他の効果的な手段（OECM※）により保全する（30by30）」が盛り込まれた。
- ・ 我が国では、2022年に「30by30ロードマップ」を公表し、2023年に30by30目標を含む新たな「生物多様性国家戦略」を策定。2023年より民間等により保全が図られている区域を「自然共生サイト」に認定する制度が開始。2024年に「自然共生サイト」等の活動の認定を規定する「生物多様性増進活動促進法」が成立。
- ・ 国の制度に基づき管理されている地域におけるOECMの設定について、関係省庁で検討中。

※OECM: Other Effective area-based Conservation Measures
保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域。30by30達成のための主要施策としている。

<自然共生サイトのイメージ>



<国制度OECMの検討状況>

■ 陸域における国制度OECM

<該当する区域>

- ①（生物多様性保全を直接の目的とし）法令に基づく規制等により生物多様性保全にも貢献する区域
- ②国自らが管理することで生物多様性保全にも貢献する区域

■ 海域における国制度OECM

2023年度（R5年度）

- 有識者からなる勉強会を2回実施（沖合域における既存制度の整理や今後の進め方を検討。海外の海域OECMの情報収集。）

※沿岸：領海かつ水深200m以上の場所
※沖合：内水及び領海の水深200m超の場所＋EEZ

22

農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」

- みどりの食料システム戦略に基づき、消費者の選択に資する環境負荷低減の取組の「見える化」を進めます。
- 化学肥料・化学農薬や化石燃料の使用低減、バイオ炭の施用、水田の水管理などの栽培情報を用い、定量的に温室効果ガスの排出と吸収を算定し、削減への貢献の度合いに応じ星の数で分かりやすく表示します。
- 米については、生物多様性保全の取組の観点に応じ評価し、温室効果ガスの削減貢献と合わせて等級表示できます。
- 農産物等にラベル表示するための基本的な考え方と、算定・表示の手順を整理したガイドラインを策定し、令和6年3月に「見える化」の本格運用を開始しました。（登録番号付与395件（令和6年9月末時点）（販売店舗等578か所（令和6年9月末時点））
- 生産者・事業者に対する算定支援や販売資料の提供を引き続き実施するとともに、「見える化」した農産物が優先的に選択されるよう、各種調達基準への位置づけや消費者の購買意欲を高めるための民間ポイントとの連携を検討します。



詳しくは
農林水産省HPへ

温室効果ガス削減への貢献

栽培情報を用い、生産時の温室効果ガス排出量を試算し、地域の慣行栽培と比較した削減貢献率を算定。
対象生産者の栽培方法での排出量(品目別) = 削減貢献率(%)
削減貢献率(%) = (慣行栽培での排出量(品目別) - 対象生産者の栽培方法での排出量(品目別)) / 慣行栽培での排出量(品目別) × 100



対象品目：23品目

米、トマト(果実・根茎)、キャブ(果実・根茎)、ミニトマト(果実)、なす(果実・根茎)、玉ねぎ、白ねぎ、ほうれん草、白菜、ばれいし、かんし、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、フコ、温州みかん(果実・根茎)、ぶどう(果実・根茎)、日本なし、もも、いちご(果実)、茶

生物多様性保全への配慮

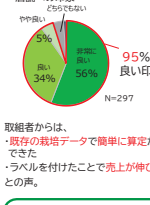
※米に絞る

取組	ポイント
化学農薬・化学肥料の不使用	2点
化学農薬・化学肥料の低減(5割以上10割未満)	1点
冬期湛水	1点
中干し延期または中止	1点
江の設置等	1点
魚類の保護	1点
畦畔管理	1点

★：取組の得点1点
★★：2点
★★★：3点以上

消費者へのわかりやすい表示

【令和6年度・令和5年度 実証より】



取組からは、
「販売の栽培データで簡単に算定ができた」
「ラベルを付けたことで売上が伸びた」との声。

令和6年3月からの本格運用以降、
●登録番号付与395件
●販売店舗等578か所
(令和6年9月末時点)

20

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の概要 (生物多様性増進活動促進法、令和6年法律第18号)

ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずる。

■ 背景

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、2030年までの「ネイチャーポジティブ」※1の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECM※2の認定促進が必要。
- また、企業経営においても、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている。

※1 自然を回復増進に資するために生物多様性の損失を止め転載させる ※2 保護地域以外で生物の多様性の保全に資する地域

■ 主な措置事項

1. 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進 ※維持、回復又は創出

(1) 増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ①企業等が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進活動実施計画」を作成し、主務大臣が認定（企業等は情報開示等に活用）。
- ②市町村がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「連携増進活動実施計画」として主務大臣が認定。

➢ ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における手続のワンストップ化・簡素化といった特例を受けることができる。

(2) 生物多様性維持協定

➢ ②の認定を受けた市町村等は、土地所有者等と「生物多様性維持協定」を締結することができ、長期的・定型的に活動が実施できる。

2. その他

- (1) (独法)環境再生保全機構法の一部改正（認定関連業務の一部や情報提供等を機構が実施）
- (2) 生物多様性地域連携促進法の廃止

<施行期日> 公布の日から起算して、1年を超えない範囲で政令で定める日

豊かな生物の多様性の確保、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現へ

23

みえるらべるの表示事例

- 各事業者が多様な品目・業態で、みえるらべるを露出する工夫を行い、「見える化」の展開を後押し。

モスバーガー（全国）：外食

- ・有機物主体の肥料の活用と減農薬栽培を行なう生産者（株）鈴生からモスバーガーに働きかけがあり、ラベル表示が実現。
- ・広島県内の店舗で「見える化」レタスをを使用した商品を販売。
- ・今秋より販売店舗を全国に拡大予定。



サンラザ（大阪）：スーパー

- ・地域の産品を多く取り扱う大阪の地域密着型スーパー。小売事業者から取引のある生産者に「見える化」を案内。
- ・大阪府内等の全36店舗で「見える化」した野菜・果樹等を販売するほか、一部店舗で「見える化」農産物を使用した惣菜にもラベル表示。
- ・大阪府が実施する、おおさかCO2CO2ポイントと連携し、「見える化」農産物の購入者に上乗せポイント付与。
- ・大阪駅でみえるらべるを含めたデジタル広告を展開。



ワタミグループ（全国）：居酒屋

- ・全国展開する居酒屋等242店舗において、自社グループ農場で有機農業で栽培した「見える化」レタスを使用したメニューを販売。
- ・店内ではポスターのほか、メニュー表やタブレットにもラベル表示。



おむすび稲米衛（東京都）：外食

- ・外食事業者側から契約生産者（北海道、秋田、福島、茨城、栃木の11生産者）に案内し、HPや店頭ポスター掲示によるラベル表示が実現。
- ・東京、千葉、神奈川、埼玉の店舗で実施（農林水産省店でも実施）。



イオン九州（福岡）：スーパー

- ・グリーンライフ熊本ミニトマト部会が化学肥料不使用で栽培したトマトを、福岡県、熊本県などの32店舗で販売。
- ・店内のPOPで取組ポイントとみえるらべるを表示。



びんご府中（広島）：道の駅

- ・広島県で初めてみどり認定を受けた、池田眞治さんが生産したお米を販売。
- ・生物多様性に配慮した米づくりで、両方で星を取得。



AGBIOTECH（EC産）：加工品

- ・全国各地に契約農家を持つAGBIOTECHがみえるらべるを取得した鳥取県産の玉ねぎを使用したレトルトカレーを販売。



地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針等について

基本方針(地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針)

1. 地域生物多様性増進活動の促進の意義に関する事項
2. 地域生物多様性増進活動の促進のための施策に関する基本的事項
3. 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の作成に関する基本的事項
4. 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域生物多様性増進活動の促進に際し配慮すべき事項
5. 地域生物多様性増進活動の促進に関する重要事項

- 7月16日 自然再興の実現に向けた民間等の活動促進に関する小委員会（基本方針案について）
- 8月6日 パブリックコメント
- ～9月4日
- 9月26日 自然再興の実現に向けた民間等の活動促進に関する小委員会（取りまとめ）

事務取扱要領

- ・ 計画認定に係る事務的な手続きについて記載
- ・ 基本方針で示した認定基準の審査の観点に記載
- ・ 様式を提示

ガイドライン

- ・ 申請者向けに計画作成方法等を分かりやすく解説する手引き
- ・ 望ましい活動リストを掲載

24

4. 中間見直し「田んぼ 2030 プロジェクト」

金井 裕（ラムサール・ネットワーク日本共同代表）

田んぼの生物・文化多様性 2030 年プロジェクトのキックオフ集会在 2021 年 12 月に小山市で開催されてからちょうど 3 年が過ぎました。この間にはコロナウイルス感染症の影響で遅れていた昆明・モンリオール生物多様性枠組が 2022 年 12 月に採択され、これを受けて 2023 年 3 月に農林水産省生物多様性戦略、生物多様性国家戦略が策定され、保護地域の拡大のための自然共生サイトの認定や生物多様性の回復へ向けた様々な官民連携の仕組みが動いています。ここでは、3 年間の間で実施した事業を振り返り、2030 年に向けての活動を考えることにします。

1. 水田目標 2030 と昆明・モンリオール生物多様性枠組の関係の整理

キックオフ集会で掲げた田んぼ 2030 プロジェクトの水田目標 2030 は、昆明・モンリオール生物多様性枠組の目標（KM 目標）決定に先行して策定しました。そこで、2023 年の 8 月にワークショップを行い改めて、水田目標と KM 目標の対応関係を確認しました。

2. 重要課題の検討

ワークショップでは、現在の社会状況などから、重要と考えられる課題を下記のように抽出しました。

1) 生物多様性の保全・回復にとって重要な農法や農地のあり方

現代の稲作において、田んぼの生きものを保全するだけでなく、回復を図るために必要な農法、農地構造、農地管理はどのようなものなのかがまず必要です。

2) 温暖化・気候変動対策と水田の生物多様性との関係

温暖化・気候変動による自然・社会への影響が大きく取り上げられ、とりわけ温室効果ガス減少を主とした温暖化対策が進められています。しかし、水田におけるメタンガス発生抑制のための中干延長が大々的すすめられるなど、生物への悪影響がしてきされます。田んぼにおいてどのように温暖化・気候変動対策を行うのが良いか考える必要があります。

3) 農地を保全・保護地域として組み込んでいくためにどうしたら良いか

生物多様性を活かした、あるいは配慮した田んぼを、保護地域の一つとして社会に認知されることは、農家にははげみになり、消費者にとってはその農産物の購入が生物多様性保全への貢献となります。自然共生サイトへの認定など、保護地域の仕組みに組み込んでゆくことを進めていきたい。

3. 実施事業振り返り

1) ミニフォーラム開催：2024 年 7 月までに 7 回開催

2) 田んぼだより 2030 発行：2024 年 8 月までに 8 号発行

3) ラムサール条約 COP14 サイドイベント開催：2022 年 11 月

環境省、農水省、韓国政府、FAO 等と共同で「持続可能な湿地生態系としての水田と人々のための行動」を開催

<https://tambo10.org/archives/1893>

4) 水閘管理実験

農家が誰でも取り組むことができる生きものの生息環境改善方法として、冬季に排水栓を閉めることを提唱するための実証実験。2022 年 12 月より宮城県にて伊豆沼農産と協力農家の協力で開始、継続中

5) 水田決議円卓準備会

2008 年の水田決議採択時より、決議の実現のために環境省、農林水産省、国土交通省と開催している情報・意見交換会。2024 年 10 月で第 103 回を迎えた。

●ミニフォーラム一覧

・第 1 回「田んぼと生物・文化多様性：なぜ生物多様性が文化の多様性を守るのか」2022 年 8 月 19 日 古沢広祐氏（國學院大學 客員教授） 約 70 名参加、

・第 2 回「田んぼと生物・文化多様性：魚のゆりかご水田をはじめとする琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業」2022 年 10 月 14 日 青田朋恵氏（滋賀県 ここ滋賀所長）、約 50 名参加

・第 3 回「田んぼと生物・文化多様性：世界農業遺産「大崎耕土」の生物文化多様性を探る」2023 年 1 月 27 日、車田敦氏（宮城県大崎市教育委員会事務局文化財課課長補佐）、船橋玲二氏（NPO 法人田んぼ理事長）、約 40 名参加。

・第 4 回「田んぼの OECM/自然共生サイトへの登録～その可能性と課題～」2023 年 9 月 22 日蒲地紀幸氏（環境省自然環境局自然環境計画課）、舘野廣幸氏（民間稲作研究所 理事長）約 50 名参加。

・第 5 回「水田における生物多様性保全事業の効果」2023 年 12 月 15 日片山直樹氏（農研機構）約 50 名参加。

・第 6 回「生物多様性を向上させる農法を学ぶ～不耕起栽培～」2024 年 2 月 28 日に金子信博氏（福島大学教授）のを講師としてを開催し、約 80 名参加。

第 7 回「台湾の自然資源を活かした多様な水田農業～原住民、産、官、民などが協働した伝統的農法と生物多様性の維持、回復をめざす取り組み～」呉地正行（ラムネット J 理事/日本雁を保護する会会長）、船橋玲二（ラムネット J 理事/NPO 法人田んぼ理事長）、約 40 名参加

水田目標2030－昆明・モントリオール生物多様性枠組対照案

	水田目標 内 容・行動	K-M GBF行動目標（道家簡略版）
		行動目標10：農業、養殖業、水産業、林業地域の長期的な持続可能性と生産性を確保する
T.1	流域の生物多様性の向上	行動目標1：地球上のすべての地域に生物多様性の配慮を上げ、重要な自然の損失をゼロに近づける
T.2	田んぼの生態系の回復・再生と、未来への継承	行動目標2：損なわれた自然の30%を回復させる
T.3	田んぼの生物多様性を育む農業システムの管理下への組み込み	行動目標3：陸・水・海の30%を人と自然の共生する地域として守り、管理する
T.4	田んぼの生きものの保全・回復	行動目標4：絶滅危惧種を守るための緊急の行動（と、人と野生動物の衝突回避を進める） 行動目標5：生物の捕獲や取引を持続可能にし、違法・過剰な利用をなくす
T.5	田んぼの生きものの遺伝的多様性の保全・回復	行動目標13：遺伝資源から得られる利益の公正公平な配分のためのあらゆるレベルの施策を展開する
T.6	人と生きものとの共生	行動目標4：（絶滅危惧種を守るための緊急の行動と、）人と野生動物の衝突回避を進める
T.7	田んぼの外来生物への対策	行動目標6：外来種の侵入を突き止め、侵入と定着を半減させる
T.8	稲作による汚染・環境負荷の低減	行動目標7：プラスチック汚染減らし、過剰施肥と農業のリスクを半減させる
T.9	田んぼを通じた気候変動対策	行動目標8：自然に根差した解決策で気候変動の緩和と適応を推進し、気候変動対策による自然破壊を最小化する
T.10	伝統的農法・水管理の再評価と田んぼの生きもの利用促進	行動目標9：自然資源を持続可能に管理し、特に脆弱な人々への自然の恵みを確保する
T.11	田んぼの機能を活用した災害被害の低減と回復（★テキスト修正）	行動目標11：あらゆる人々に必要な、水・空気・土や自然の調整機能を守る
T.12	都市環境保全と田んぼとの連携	行動目標12：都市の緑地や親水地域を増やし、都市住民の健康と幸福を高める
T.13	地域・風土に適應した品種の開発・保全	行動目標13：遺伝資源から得られる利益の公正公平な配分のためのあらゆるレベルの施策を展開する
T.14	田んぼの生物多様性保全政策の実施	行動目標14：開発、貧困撲滅、環境アセスなどあらゆる法律・指針に生物多様性の視点を組み込む
T.15	田んぼの生物多様性保全を推進する企業活動の発展	行動目標15：企業や金融機関の行動や情報開示を支援し、企業リスクを減らし、企業による行動を増やす
T.16	市民の価値観・行動の変革による生物多様性を育む農業の主流化	行動目標16：市民の持続可能な選択を増やし、食料廃棄の半減や廃棄減少を進める法規制、情報提供を進める
T.17	バイオテクノロジーによる悪影響への対処	行動目標17：遺伝子組み換えの適正な管理・利用の能力をすべての国が持つ
T.18	生物多様性を育む農業に有害な補助金の削減・改善	行動目標18：25年までに調査し、30年までに5000億円ドル以上の負の補助金をなくす
T.19	生物多様性を育む農業支援の確保	行動目標19：あらゆる資源を集めて、毎年2000億ドル以上の実施資金を生み出す
T.20	生物多様性を育む農業への地域の伝統・知識・経験の活用	行動目標20：実施のための能力向上、技術提供、科学技術の推進と活用をはかる（★20は削除検討） 行動目標21：効果的な管理や運営と参加のための最新の知識・情報を届ける
T.21	市民・NGOなどの政策・施策・事業など意思決定への参加の確保	行動目標22：情報、政策決定の参加、司法へのアクセスの機会を、先住民、女性、ユースに確保する 行動目標23：行動目標達成のための意思決定や行動が、ジェンダー平等の中で実現する（全体にかかる）
T.22	国内外の組織・機関や団体との協働の推進	

田んぼの生物・文化多様性は守ることができるのか？
～田んぼの生物・文化 2030 プロジェクト実績報告会～

2024 年 11 月 23 日・24 日

特定非営利活動法 人ラムサール・ネットワーク日本

所在地：〒110-0016 東京都台東区台東 1-12-11 青木ビル 3F

TEL/FAX : 03-3834-6566

電子メール : info☆ramnet-j.org (☆印は@に置き換えて入力：迷惑メール対策)

この交流会は地球環境基金の助成を受けて実施しています。

「田んぼの生物文化多様性 2030 プロジェクト」は以下の企業からのサポートをいただいています

JA 全農・コープデリ事業連合・MS&AD インシュアランスグループ